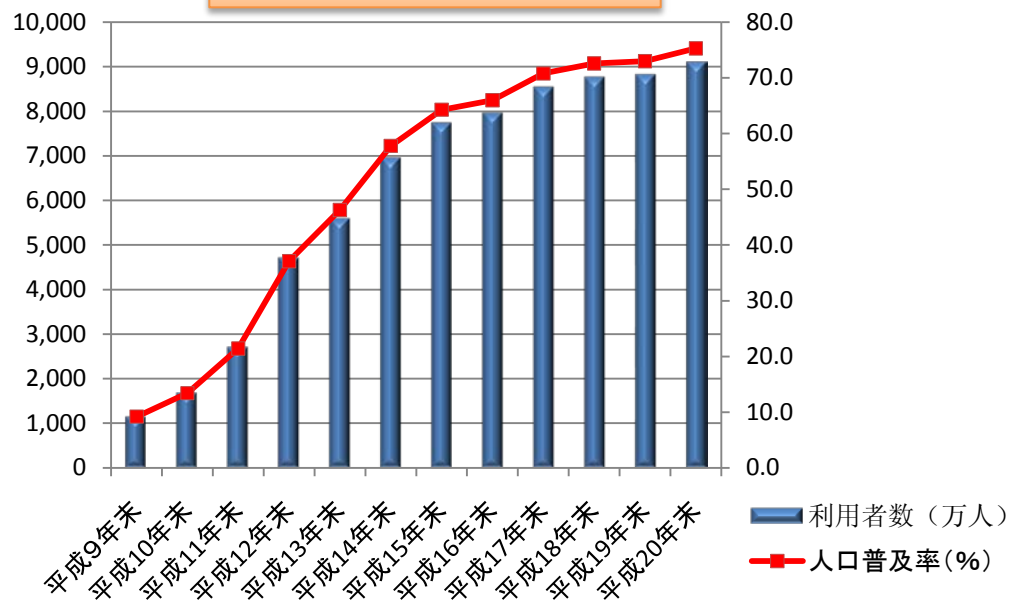


プロバイダ責任制限法の現状

1 プロバイダ責任制限法検証に関する背景

来年度には、プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年11月30日法律第137号))が制定されてから10年の節目を迎えることとなるが、本年5月に策定された「知的財産推進計画2010」も踏まえ、事業者等による同法の運用状況やインターネットを取り巻く環境の変化、諸外国の動向を踏まえつつ、同法の検証を実施。

インターネット利用者数の推移



出典「総務省情報通信統計データベース」
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/index.html>

様々なインターネットサービスの登場・開始

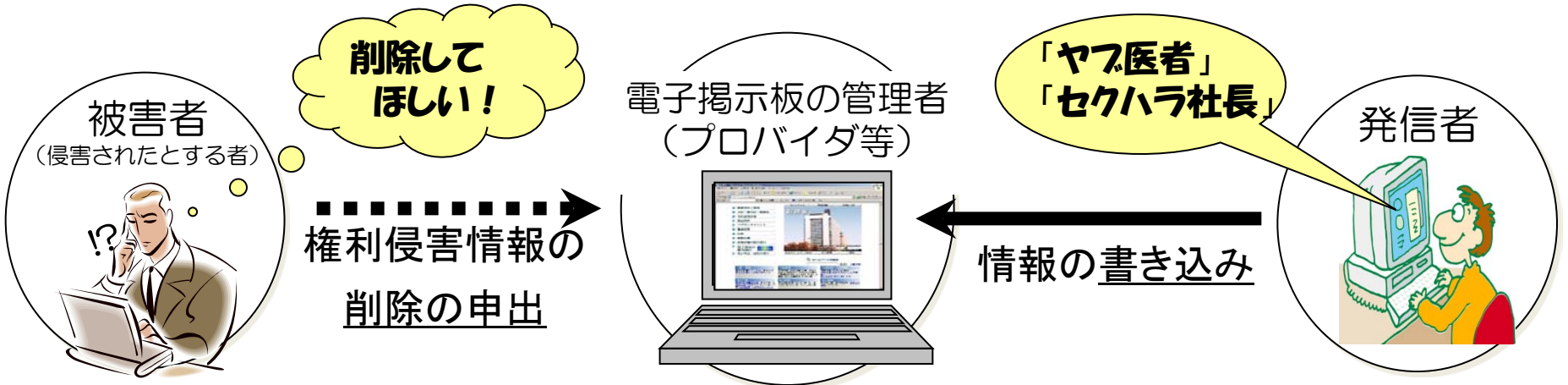
	新たなインターネットサービス
平成14年	着うたサービス登場
平成15年	IP電話サービス登場
平成17年	動画投稿サイト(You tube等)登場
平成18年	Twitter登場
平成19年	行動ターゲティング広告のネットワーク配信開始
平成20年	Google 我が国でストリートビューサービス開始

「知的財産推進計画2010」(平成22年5月21日 知的財産戦略本部)

37.プロバイダによる侵害対策措置の促進(短期・中期)【担当府省:総務省】

「...現行のプロバイダ責任制限法の検証を図った上で、実効性を担保するための制度改正の必要性について検討し、2010年度中に結論を得る。さらに、それらの取組の進捗状況を踏まえて、必要な措置を講じる。」

2-1 プロバイダ責任制限法の現状① ～権利侵害情報の削除(第3条)～



<被害者に対する責任>

- ① 他人の権利が侵害されていることを知っていたとき
- ② 他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当の理由があるとき

以外は削除しなくても免責

<発信者に対する責任>

- ① 他人の権利が侵害されていると信じるに足る相当の理由があった場合
- ② 削除の申出があったことを発信者に連絡して7日以内に反論がない場合

は削除しても免責



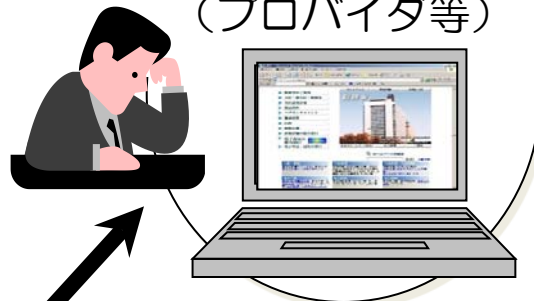
2-2 プロバイダ責任制限法の現状②～発信者情報の開示請求(第4条)～

① 請求者の権利侵害が明らかであること

② 損害賠償請求の行使その他開示を受けべき正当な理由があること

の両要件を満たせば
開示を請求できる

電子掲示板の管理者
(プロバイダ等)



※ 開示に応じないことによる損害については、故意又は重過失がなければ、免責

〔発信者の意思の確認(原則)〕

開示しない場合

開示請求

被害者
(侵害されたとする者)



(開示請求の訴え)

裁判所



損害賠償請求したいが
相手が誰かわからない。

「ヤフ医者」
「セクハラ社長」

発信者



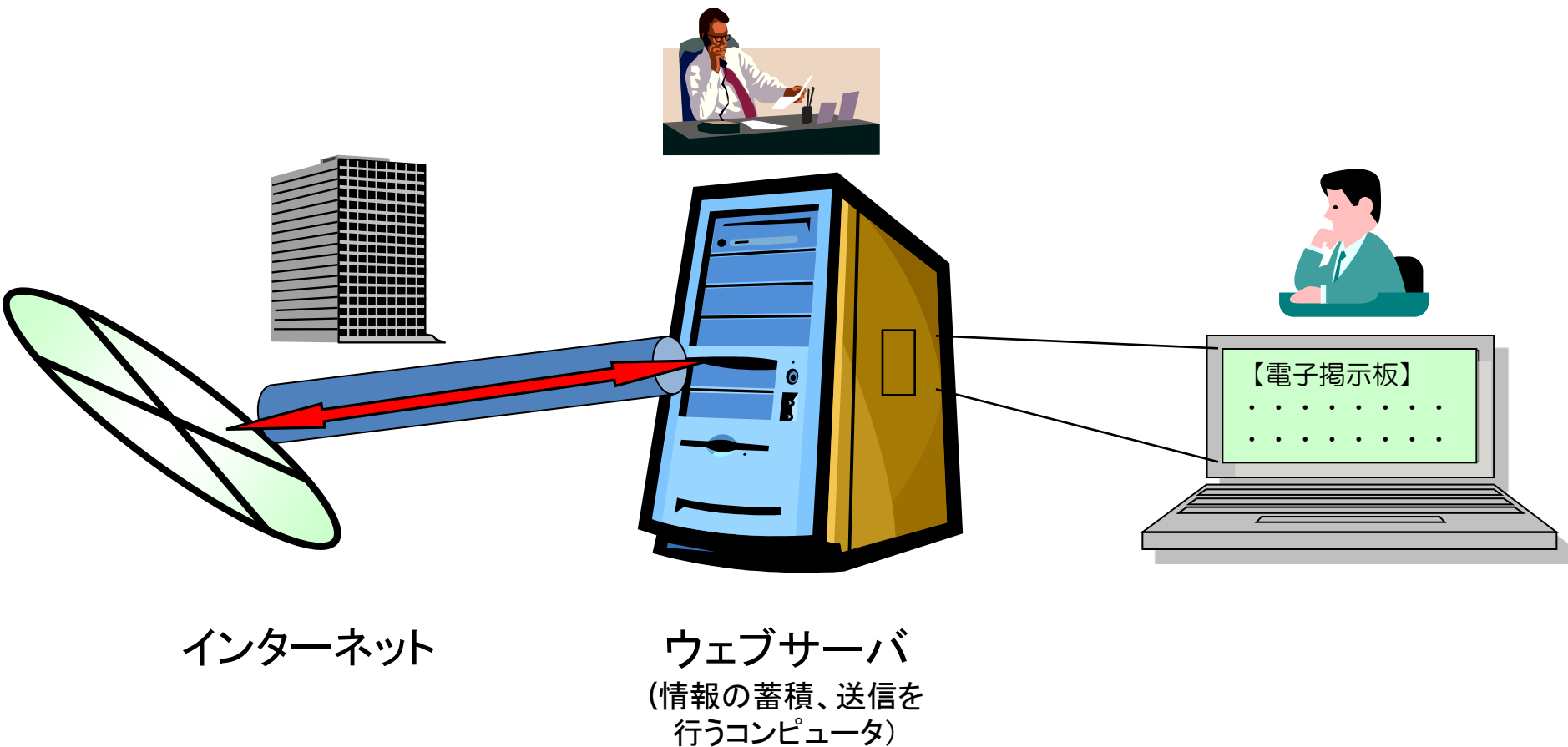
損害賠償請求等

3 「特定電気通信役務提供者」となりうる通信関係者

アクセスプロバイダ
(インターネットへの接続サービスを提供する者)

サーバ管理者
(ウェブサーバ全体を管理・運営する者)

電子掲示板等の管理者
(ウェブサーバのうち、特定のサイト・電子掲示板を管理運営する者)



4 「プロバイダ責任制限法関係ガイドライン」について

プロバイダ責任制限法の円滑な運用のため、関係者から成る「協議会」を結成し、実務上の行動指針となる分野別の「ガイドライン」を作成。

名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン（平成14年5月）

- インターネット上で名誉毀損・プライバシー侵害があった場合に関し、被害者や法務省人権擁護機関等からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式について記載。

著作権関係ガイドライン（平成14年5月）

- インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。
- 法施行以降平成22年8月末までに、JASRACから約48万件の削除要請があり、そのほとんどがプロバイダ等により措置されている。

商標権関係ガイドライン（平成17年7月）

- インターネットオークション等で商標権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

発信者情報開示関係ガイドライン（平成19年2月）

- インターネット上で権利侵害があった場合に関し、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準について記載。

5 プロバイダ責任制限法に係る裁判例

裁判例

権利侵害情報の削除(第3条)関係(要約)

- 人格権としての名誉権に基づき、名誉毀損発言の削除を求めることができる(最高裁昭和61年6月11日大法廷判決参照)。
- 掲示板管理者が他人の権利を侵害する発言が書き込まれているかどうかを常時監視する法的義務はない上に、事実上不可能であり、その上適切に削除するということも事実上不可能。
- しかし、利用者に注意を喚起するなどして本件掲示板に他人の権利を侵害する発言が書き込まれないようにするとともに、そのような発言が書き込まれたときには、(当該侵害が明白であるときは削除要請の有無にかかわらず、明白でないときには削除要請があった後、)被害者の被害が拡大しないようにするため直ちにこれを削除するなどの送信防止措置を講ずる条理上の義務あり。
- 条理上の義務を負うか否かは、掲示板の目的や管理体制、被害者が取り得る救済手段の有無及び名誉毀損の態様や程度等を総合し、個別具体的に判断。
- ただし、条理上の義務が生じる前提として、①書き込まれた発言の送信防止措置を講ずることは技術的に可能であること、②他人の名誉や信用を毀損する発言が書き込まれたことを知り、又は、知り得たことが必要。
- ちなみに、削除要請から削除まで1週間を要した事例において、社会通念上、削除が遅きに失したとまではいえない、とした裁判例あり。

発信者開示請求(第4条)関係(重要判例要約)

- 経由プロバイダは、法2条3号の『特定電気通信役務提供者』に該当する。(最高裁平成22年4月8日判決)
- (開示請求に対し、特定電気通信役務提供者が開示しなかったことに対する損害賠償請求につき)開示関係役務提供者は、侵害情報の流通による開示請求者の権利侵害が明白であることなど当該開示請求が同条1項各号所定の要件のいずれにも該当することを認識し、又は上記要件のいずれにも該当することが一見明白であり、その旨認識することができなかつたことにつき重大な過失がある場合にのみ、損害賠償責任を負うものと解するのが相当。(最高裁平成22年4月13日判決)

6 今後の検討課題(案)

プロバイダ責任制限法を検証するにあたり、以下の点について議論すべきではないか。

- 平成13年のプロバイダ責任制限法制定時からインターネット環境、情報通信技術等について、同法の改正を要するような変化があったか。
- プロバイダ責任制限法の円滑な運用のため、業界団体や権利団体等から成る「協議会」において作成されている実務上の行動指針となる「ガイドライン」の運用実態について、どのような状況になっているか。
- 諸外国のプロバイダ責任に係る法制度について、どのような状況になっているか。